

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部 障がいのある学生への修学支援ガイドライン

1. 基本理念

園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部（以下「本学」という。）で学ぶ障がいのある学生への修学支援が円滑に行われるよう、学部・学科、関係部署が緊密に連携し、本ガイドラインに基づき、合理的配慮の観点から障がいのある学生へ入学前から就職まで総合的に支援を行います。また、教職員だけでなくボランティア学生も含め本学全体で支援を行います。

2. 支援対象

視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由等の身体的障がい、または精神的・知的障がいにより、修学および学生生活において、本人または保証人が支援を受けることを要請し、かつ、その必要性が認められた学生及び入学を希望する者とします。なお、本人からの要請が困難な場合も、社会的障壁除去が必要なときは、適切な配慮提案のための建設的対話などに努めます。

3. 支援方針

障がいのある学生への支援は、原則として、本人または保証人からの要請に基づき行います。修学及び学生生活における障害を取り除くための支援ニーズを面談により把握し、合理的で、社会的な自立を促す支援内容を本人及び保証人との合意形成の基に決定します。また、定期的に面談を行い、支援の内容を見直し、適正な支援を目指します。

4. 障がいのある学生への共通支援

(1) 個別面談

学生課が窓口になり（オープンキャンパス、入学試験時は入試広報部）、修学支援、学生生活での支援、進路支援などについて学科教員、保健指導室等職員を交え、個別面談を行い、支援内容を決定します。

(2) 学内設備の改善

学内のバリアフリー化に向け、可能な限り改善を図ります。

(3) 授業担当教員への配慮事項の伝達

障がいのある学生が授業時に必要とする配慮について、所属学部・学科を通じて授業担当教員へ事前に伝えます。

(4) 学内各部署への配慮事項の伝達

必要に応じて学内各部署へ配慮内容を伝え、本学全体で支援を行います。

(5) 試験・成績評価について

公平に試験が受けられるように配慮を行い、成績評価については全学生同一基準で行います。

(6) 定期面談

学生課が窓口になり定期的に面談を行い、適切な支援が行われているか確認します。

5. 障がいのある学生への個別支援

(1) 個別支援

前掲の支援方針の基に、障がいのある学生一人ひとりの要請に基づき、本学の関係部署が緊密に連携、協力して個別対応を行います。

(2) 個別支援の具体的な事例

『障がいのある学生への修学支援ガイドブック』で別途定めます。

6. このガイドラインの改廃は、学生委員会で審議し、学長が決定します。

（補則）

7. 本学が主催する行事に参加する本学学生以外の障がい者から支援の申し出があった場合は、その行事の主管学科・部署でその方法を検討、実施します。

付 則

このガイドラインは、平成28年4月1日から施行します。

付 則

このガイドラインは、令和4年4月1日から施行します。